

提 言

最善を尽くす努力を

まえだ まさひろ
前田 正博

元東京都公営企業管理
下水道局長

1 はじめに

早いもので阪神淡路大震災から30年が経ちました。1995年1月17日早朝TV映像から受けた衝撃はいまだに忘れる事はできません。人生でもうこんなこと二度とないだろうと思っていましたが、その後も新潟県中越地震（2004年10月23日）、東日本大震災（2011年3月11日）、熊本地震（2016年4月16日）、令和6年能登半島地震（1月1日）と大規模な震災が次々襲来し市民生活に甚大な被害をもたらしています。改めて災害への備えの大切さを痛感します。

阪神淡路大震災は耐震基準の大幅な見直しや、自助・共助・公助など防災の概念が作られるなど大きな影響がありました。下水道事業においても相互の支援のルールが新たに作られるきっかけとなりました。当時、東京都において神戸市支援の事務局として、またその後相互支援のルール作りにかかわった経験から当時のこと振り返ってみたいと思います。

2 下水道復旧支援

2.1 事務局開設

被害の規模は想定を超える発災時の現地は人命の救助と生活の確保が最優先、応援を受ける側と支援する側とのギャップが大きく、どう支援できるかが大変難しい

状況でした。しかし道路啓開が進み、水道・電気などのインフラの復旧が進むといよいよ下水道となり猶予がないことになります。当面必要な応急の作業を進めるとともに災害査定に向けた調査などを速やかに進めるため、官民挙げての支援が必要となりました。

この時役立ったのはすでに13大都市間では基本的な事項を定めた災害時相互応援に関する協定が結ばれていたことです。大都市間の下水道の支援はこの協定に基づきスムーズに実施されることになりました。東京都下水道局は大都市の計画課長で構成される計画研究会の幹事を務めていたため、建設省、大都市局長会の指示で支援の事務局を務めることになりました。計画研究会は日ごろ各都市の事業課題を議論する場でしたが、その担当者は地方共同法人 日本下水道事業団や日本下水道協会などの全国組織で同僚として活躍した経験者が多く、なじみの間柄であったため「神戸市を応援しよう」の掛け声で一体感のある活動ができました。

2.2 支援活動開始

支援活動を通じその後に活かす教訓としては次のようなことがあげられ、その後支援ルールの中に織り込まれました。

まず支援立ちあがりの迅速化です。混乱する被災都市からの被害状況の連絡や支援要請には当然のことながら時間を要しました。いったん支援がスタートしてから準備するのでは遅いということで、一定規模（震度6）

の地震が発生した際は自動的に情報連絡と準備体制をスタートすることとしました。

次は支援受け入れのための基地の確保です。阪神淡路大震災では神戸市内はもちろん近傍都市も甚大な被害を被ったため都市の支援隊は大阪市下水道局と地方共同法人 日本下水道事業団（その後に神戸市）に宿舎を提供していただきました。寒い中の作業と現地との行帰りに時間を使い疲れ切って戻り、毎日の作業結果の集計も必要です。前線基地の確保は最も大切な準備でした。

神戸市役所の下水道庁舎が一部崩壊し立ち入りができなくなったため、現地調査のため必要な台帳データが活用できなくなりましたが、当時同じシステムを持つ名古屋市が保管データを打ち出して活用することができました。このため台帳システムの共通化が必要不可欠となりました。

2.3 支援活動を終えて

作業内容やデータ処理の指示の混乱、テレビカメラの確保の問題など現地活動では混乱もありましたが、災害査定作業も含め3月中に支援作業が終了しました。

その結果を踏まえ平成8年に13大都市間で「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」、いわゆる大都市ルールが策定され、その後このルールに基づく支援活動が行われてきました。この間、政令市の増加に伴い参加都市が増えたこと（現在では21大都市）、東日本大震災を踏まえ東京、大阪が同時に被災した場合の対応を追加したこと、熊本地震の経験から中小都市の応援を加味したものとしたことなど改定が重ねられています（表-1）。毎年4月の人事異動直後に都市間で連絡訓練を続けルールの有効性の確認を行っています。

表-1 災害時における連絡・連携体制について（出典：(公社)日本下水道協会 災害時支援関係情報Webサイト）

ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市		
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める		
	仙台市					
関東	さいたま市	大阪市				
	千葉市					
	東京都					
	川崎市					
	横浜市					
	相模原市					
中部	新潟市	東京都				
	静岡市					
	浜松市					
	名古屋市					
近畿	京都市	大阪市				
	大阪市					
	堺市					
	神戸市					
中国・四国	岡山市	大阪市				
	広島市					
九州	北九州市					
	福岡市					
	熊本市					

※災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を表のとおり定める。

ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する

※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。

この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする